

県大教職員組合ニュース 第120号

2022年度（第4号） 2023年7月4日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会
Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

第二回 団体交渉開催される！

2023年5月31日(水)18時より、はばたき棟第3会議室にて、今年度2回目の団体交渉が開催されましたので、結果をご報告いたします。

議題は以下の8つでした。

1. 不更新条項を理由にした雇止めの見直し
2. 雇止めの撤回
3. 職場環境の改善(36協定、人員配置等)
4. 学校感染症による特別休暇の適用対象拡大
5. 教育研究環境の改善(外部資金、間接経費)
6. 施設設備の改善
7. 無期雇用転換者の就業規則の策定
8. キャンパスソーシャルワーカーによる支援体制の強化



1.不更新条項を理由にした雇止めの見直し

→見直しされず

【申し入れ】有期雇用職員は3年間で退職となるが、無期転換のためには2回連続して採用試験に合格しなければならない。しかしながら、不更新理由が明らかにされないまま不採用となり雇止めされる事例がある。不更新条項(公募の厳正な審査の結果であること)を理由にした雇止めの見直しを要求する。

【回 答】雇用期間は1年を超えない範囲内で最長3年間と定めており、そのことは採用面接で伝えている。3年経過した任期満了の職員は公募に応募することは可能である。結果として採用された場合、5年目になった時点で無期転換権が生じる。応募者の選考は公平性、公正性を保ち、厳正な審査を行っており、故意の雇止めではない。

2. 雇止めの撤回

→撤回されず

【申し入れ】雇用継続を希望していた有期雇用職員が不更新条項により公募せざるを得なかったが、「公募の厳正な審査の結果」を理由に雇止めとなった。法人からは公開質問状への当該職員が不採用になった具体的な理由の説明はなく、また雇用時の求人票には不更新条項についての記載はなかった。よって、当該有期雇用職員の雇止めの撤回を要求する。

【回 答】公開質問状に対する回答とおりである。

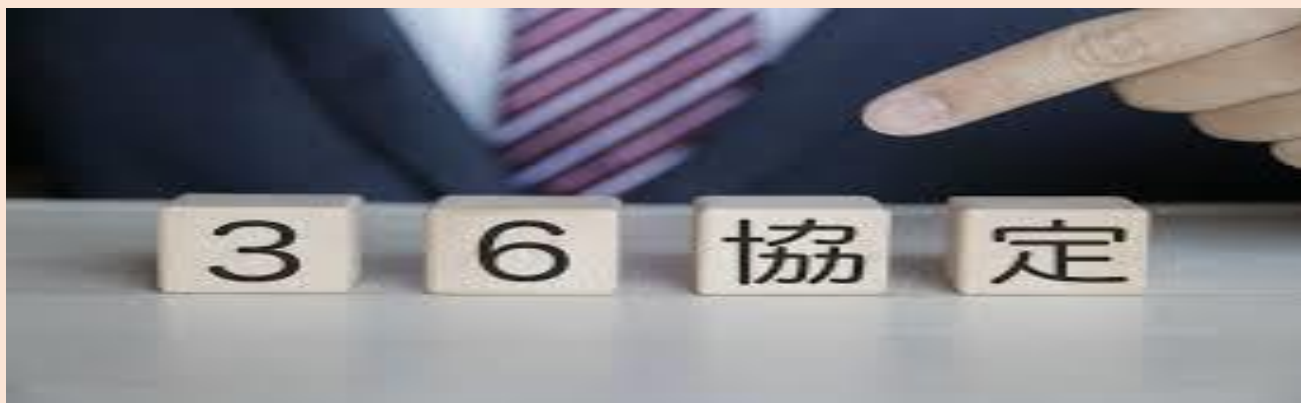


3. 職場環境の改善(36 協定、人員配置等)

→改善の検討の回答を得る

【申し入れ】1ヶ月の法定労働時間外労働と休日労働の合計を99時間としていることの改善を要求する。

【回答】繁忙期に時間外労働が多くなるために連続する3ヶ月で時間外労働時間を150時間以内として過度な負担がかからないようにしている。令和5年4月の時間外労働の実績が前年度より減少しており組織の改善がなされている。三六協定の時間設定に関しては前向きに検討したい。

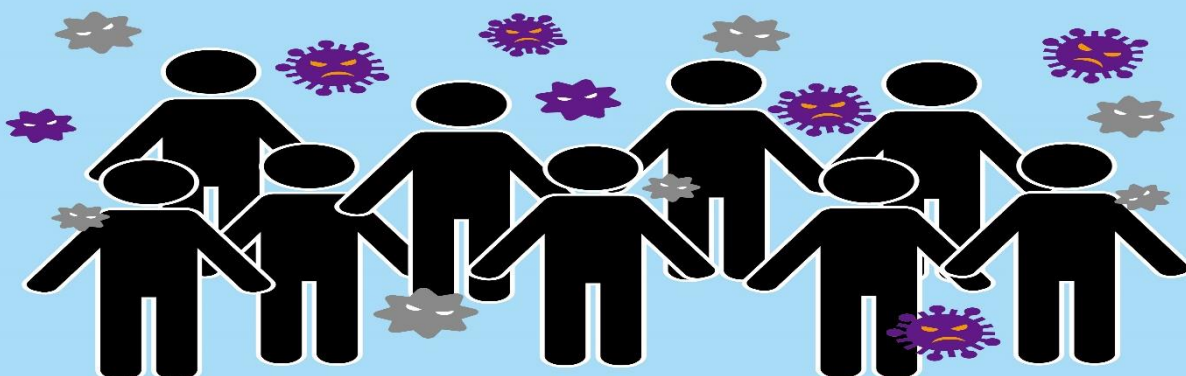


4. 学校感染症による特別休暇の適用対象拡大

→改善の検討の回答を得る

【申し入れ】有期雇用職員就業規則が適用されている職員の学校感染症による休暇取得を、常勤職員同様の特別休暇とすることへの改善を要求する。

【回答】現在、有期雇用職員の感染症による自宅療養は無給休暇であるが、改善の必要性について改正の必要性について検討する。

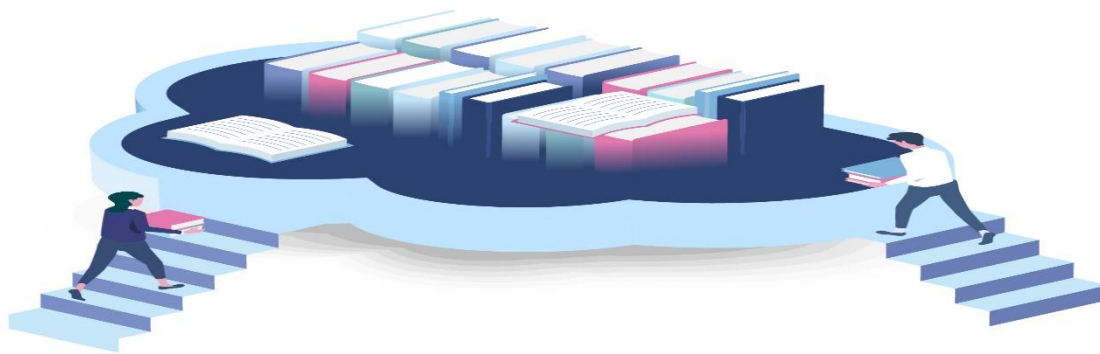


5. 教育研究環境の改善(外部資金、間接経費)

→検討の回答を得る

【申し入れ】間接経費は研究の発展のため、継続して電子ジャーナル予算、共同利用機器の修繕費、知的財産関連、IT 関連、海外送金手数料等に充当することを要求する。また、法人の経営戦略、資金調達の取り組み、および成果について教示して欲しい。

【回 答】昨年は、電子ジャーナルの高騰により特別な措置として対応したが、今年もその状況が継続するようなので、今後の歳出の状況を見ながら検討していく。また、予算増額に関しては県からの資金支援の獲得ならびに電力のコストダウンを検討したい。



6. 施設設備の改善

→改善の回答を得る

【申し入れ】計画的な施設設備の改修を要求する。また、講義室の清掃依頼状況について回答して欲しい。

【回 答】清掃委託の範囲に講義室を追加したが、そのタイミング以外で清掃が必要な場合は学生室に対応してもらうことにした。

7. 無期雇用転換者の就業規則の策定

→策定中との回答を得る

【申し入れ】無期雇用転換職員および高齢者雇用安定法改正に対応した無期雇用転換職員の雇用に関するルールの方策策定状況について教示して欲しい。

【回 答】検討中のため時間を要する。



8. キャンパスソーシャルワーカーによる支援体制の強化 → キャンパスソーシャルワーカー設置される

【申し入れ】きらりの支援を決定実施してもらったが、経済的支援に関しては不十分ではないかという意見への回答が欲しい。

【回答】経済的困窮にある学生支援は困難なこともあり、外部機関の利用等を考えて欲しい。きらりの支援利用については学生への周知が不十分かもしれない。

組合はこれからも皆様の労働環境や労働条件を維持・改善するために法人との交渉を重ねていきます。

組合窓口

日頃の職場で生じた問題やご心配のご相談については、下記の組合事務所までご一報ください。
非組合員の方の加入申し込みもこちらで受け付けております。

■ 静岡県公立大学教職員組合
office@shizunion.jp

☎ 054-265-7231 (火、水、金 10:00-16:00)